

発議第 7号

再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け希望者全員の再任用を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成26年12月18日 提出

提出者	江差町議会議員	小野寺	真
〃	〃	小林	栄治
〃	〃	折戸	幸博

賛成者	江差町議会議員	小笠原	淳夫
〃	〃	薄木	晴午
〃	〃	若山	明廣
〃	〃	萩原	徹
〃	〃	室井	正行
〃	〃	飯田	隆一

【提出先】内閣総理大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣

再任用教員が培った力を生かし、少人数学級の実現・教育条件整備に向け希望者全員の再任用を求める意見書

年金支給開始年齢の「繰りのべ」が続き、昨年4月以降の退職者からは全く収入のない期間が生じています。定年退職後、生活の糧をすべて失うことになるこの期間の生活維持のため、政府は60歳定年以降も働き続けることを望むすべての労働者の雇用継続のための制度・措置を企業に義務づけ、昨年4月からは60歳からの継続雇用に「選定基準」などを設けることを禁ずる改正高齢者雇用安定法が施行されています。

この高年法改正は公務員にも適用され、政府は昨年3月26日、国家公務員の雇用と年金の接続について「定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする」と閣議決定。3日後の同月29日には総務副大臣通知が行われ、各都道府県においてもこれに準じた措置を講ずるとされています。

ところが、道内の道立高校、小中学校に勤務する教職員については、再任用がまったく保障されない異常な事態が生じています。今春(平成26年3月)道立高校を退職した教員218人中「再任用」できた教員は80人に過ぎず、実に希望者の3人に1人が「辞退」を強いられています。「無年金期間」が生じ、再任用希望者が増加する一方、子どもの減少による教員の定数減が生ずる来年度以降の事態はいっそう深刻です。制度設計や財政負担を地方任せにした現状のままでは、来年3月も、道内の公立学校で今年を上回る大量の教職員の実質「分限(解雇)扱い」が生じかねません。原因は、制度設計や再任用教職員を定数外にする場合の財政負担を地方任せにする政府の施策にあり、速やかな対策が講じられる必要があります。

そもそも人事院は平成23年9月、本年から生ずる公務員の無年金期間について職員の「定年延長」を行う意見の申し出を行いました。この方針を政府が転換し、現行「再任用制度」で対応するとしたのですから、制度は再任用でも「雇用と年金の接続」を確実にを行う責任が国に求められるのは当然です。対策が急がれます。道、道教委が任命権者として再任用保障の責任を果たさなければならないのは当然ですが、「定年延長でなく、再任用制度による」と、その制度の大枠をつくった政府が財政支援を必要とする道府県に対し、交付税等の追加措置を講ずべきことも当然です。

道教委がこのまま現行制度の枠内での対策に終始すれば、事実上の「3月解雇」や新採用の大幅抑制、期限付き教員の「雇い止め」も起きかねず、若年層教職員の雇用にも大きく影響するもので、ひとり高齢層の教職員だけの問題ではありません。道教委が「国や他府県の動向を見極めて」などと、現行制度の延長上の対策に留まっている状況も問題です。

地域では、学校統廃合などにより学校が次々となくなり、教育の機会均等原則が脅かされています。少人数学級など、どの子にもゆきとどいた教育を行うための定数増や定員外措置とあわせて問題解決がはかられれば、教育条件も前進します。希望するすべての教職員の再任用実現へ、必要な制度設計を行うよう求め、以下の項目について、すみやかな措置を要望します。

記

1. 希望するすべての教職員の再任用実現へ必要な制度設計を行うこと
2. 希望者全員の再任用に伴い、新採用者の極端な減少や期限付教職員が雇い止めをされることのないようにすること
3. 以上のことを実現するためにも必要な定数外措置(大幅な定数増)を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫